

障 障 発 0216 第 1 号  
平成 27 年 2 月 16 日

都 道 府 県  
各 指 定 都 市 民生主管部（局）長 殿  
児童相談所設置市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課長  
（公印省略）

## 障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金の取扱いについて

平成26年度における障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について、障害児施設措置費・給付費の主な改正点及び運用上留意すべき事項は次のとおりであるので、事務処理に遺漏のないよう配慮されたい。

なお、各都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市及び児童相談所設置市を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

### 第 1 （目）児童保護費等負担金の分割に伴う国庫負担金の取扱いについて

平成 26 年 4 月からの消費税増税に伴い、消費税財源が投入される社会保障四経費（年金、医療、介護、少子化）の執行管理を徹底する等の観点から、平成 26 年度予算編成過程において、（項）障害保健福祉費（目）児童保護費等負担金を、治療に要する費用以外の費用に係る（目）障害児入所給付費等負担金及び治療に要する費用に係る（目）障害児入所医療費等負担金に分割したところであるが、これに伴い、平成 26 年度以降の障害児施設措置費・給付費については、従前の「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金」を「障害児入所給付費等国庫負担金」（治療に要する費用以外の費用）及び「障害児入所医療費等国庫負担金」（治療に要する費用）に分割することとした。

また、障害児施設措置費に係る徴収金については、本来であれば、治療に要する費用又は治療に要する費用以外の費用の支弁実績に応じて、障害児入所給付費等国庫負担金又は障害児入所医療費等国庫負担金からそれぞれ控除すべきものであるが、その場合、地方公共団体の事務が煩雑になることから、原則として徴収金は障害児入所給付費等国庫負担金から一括で控除することとし、徴収金の額が障害児入所給付費等国庫負担金の支弁額を超える場合には、その超えた額につき障害児入所医療費等国庫負担金から控除することとした。

### 第 2 障害児施設措置費関係の改正内容について

## 1. 事務費関係

(1) 職員管理費	(平成 25 年度)		(平成 26 年度)
常勤・非常勤職員	6,389 円	→	6,190 円
(2) 社会保険料事業主負担金	19.694%	→	20.153%

## 2. 事業費関係

(1) 一般生活費	(平成 25 年度)		(平成 26 年度)
	47,340 円	→	48,690 円
(2) 重度障害児支援加算費 (福祉型障害児入所施設)			
① 知的障害児			
25%加算分	46,900 円	→	47,390 円
30%加算分	56,300 円	→	56,870 円
② 自閉症児			
25%加算分	46,900 円	→	47,390 円
30%加算分	56,300 円	→	56,870 円
③ 盲児			
25%加算分	45,080 円	→	45,530 円
30%加算分	54,080 円	→	54,650 円
④ ろうあ児			
25%加算分	40,790 円	→	41,250 円
30%加算分	48,940 円	→	49,490 円
⑤ 肢体不自由児	56,300 円	→	56,870 円
(3) 強度行動障害特別処遇加算費	224,130 円	→	225,660 円
(4) 重度重複障害児加算費	31,800 円	→	32,100 円

(5) 被虐待児受入加算費

37,800 円 → 37,900 円

※ 平成 26 年度は人事院勧告を踏まえた改定後の単価等

第 3 その他

障害児施設措置費の事務費の保護単価に含まれる管理費、職員の本俸及び職員配置基準等は、別紙のとおりであるので、参考とされたい。

参考	別紙 1	平成 26 年度	管理費単価表
	別紙 2	平成 26 年度	障害児入所施設職員の本俸基準額表
	別紙 3	平成 26 年度	障害児入所施設職員の特殊業務手当基準額表
	別紙 4		障害児入所施設職員配置基準
	別紙 5	平成 26 年度	保護単価（1 人当たり）表